

令和6年度第1回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 令和6年7月9日（火）午後1時28分から3時6分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂 1階 ラウンジ
- 3 参加者 委員18名
説明のため出席した者（社会活動推進課等）12名
- 4 審議の概要

【司会】

若干、定刻前ではございますが、皆様お揃いとなりましたので、ただいまから、令和6年度第1回「愛知県青少年保護育成審議会」を開会させていただきます。

本日の審議会は、委員20名中18名が出席しておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第14条第2項に基づく定足数を満たしております。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領3（1）に基づき、公開とされています。

なお、本日は、傍聴の申込みはありませんでした。

それでは開会にあたり、永井会長からご挨拶をいただきたいと思っております。永井会長お願いいたします。

（永井会長挨拶）

【司会】

続きまして、森岡県民文化局長からご挨拶を申し上げます。

（森岡県民文化局長）

【司会】

それでは、条例施行規則第10条第2項の規定により、「会長は、会務を総理する」こととされておりますので、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

永井会長、よろしく申し上げます。

【会長】

改めまして、よろしく申し上げます。

早速ですが、最初に、本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では、「会議録を作成し、会長が指名する者2名が署名押印する」とこととされております。

今回は、世良清委員と彦坂永利子委員にお願いしたいと存じます。

(世良委員、彦坂委員了承)

それでは、議事を進めて参ります。

議事(1) 会長職務代理者及び部会委員の指名に入らせていただきます。

規則第10条第3項の規定に基づく会長職務代理者の指名ですが、佐野眞澄委員にお願いしたいと思っております。

(佐野委員了承)

次に規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次へ進めさせていただきます。

議事(2) 少年非行の概況について、議事(3) 児童の性被害の状況について、説明をお願いします。

(県警本部少年課説明)

【会長】

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方は、お願いします。

【委員】

2点あります。

まず1点目は、児童ポルノの少年被疑者が以前より構成比が上がっていると

いうことで、10代の少年がなぜ児童ポルノの製造や拡散をしているのか、その理由、背景が分かりましたら教えていただきたいです。

それから、コドマモアプリのダウンロード数や、どの程度、利用されているかという点を教えていただきたいです。

【県警本部少年課】

お答えをさせていただきます。

まず、10代の被疑者が増えた背景は、一概には申し上げることは難しいと思いますが、例えば平成26年当時と昨年の令和5年を比べますと、社会的な状況として、やはり若年層へのスマートフォンやSNSの普及というのが、非常に大きく影響しているのではないかと思います。

児童ポルノ法に関し10代の検挙につきましては、例えば、知人若しくはSNSで知り合った相手が、児童ポルノを撮らせて送らせ、友人間やグループ間で共有、拡散する例が散見されますので、その点が、平成26年と比べて、現在の多さではないかと考えております。

そして、2点目はコドマモアプリの関係でございます。

こちらは、本年の4月末現在で、6万5000件のダウンロード数が確認されております。

県警だけではなく、学校関係者や関係機関にも啓発や利用促進に努めていただきまして、多くの保護者、児童に使っていただいているものと認識しております。

【委員】

児童ポルノの被疑者のことですが、児童ポルノのような自画撮りを送らせて、いじめの材料に使ったり、最初は彼氏彼女の関係性になっていた相手側に、児童ポルノを撮影させて、それを入手した後で、それをいじめのネタに使う、そういった事例を見聞きする機会がありました。

高校生、中学生、低年齢の小学生の現場で、そういった被害事例を耳にしましたが、県警少年課で把握していることについて教えていただければと思います。

【県警本部少年課】

まず、どういった理由で児童ポルノを製造させて、それを共有、拡散したかについては、種々、事例があると思っております。

ただ今、ご質問いただきました通り、まさに低年齢の段階から、SNS、スマートフォンが当たり前のように使われているというのが実情でございまして、児童ポルノに限らず、例えば悪口を書き込んで、トラブルになってしまった等の

事例も、非常に多くみられるところがございます。

県警としましては、いかに低年齢の段階からSNSやネットも含めてスマートフォンを正しく使用するかについて、リテラシー教育を重要視しております。

非行・被害防止教室「サポセン救援隊のサバイバル訓練」は、SNSに起因する非行や性被害の防止に関して、事例を挙げて生徒に教えていくものでございます。

内容は、「裸を見たい」と要求した結果、児童ポルノ禁止法で検挙された事例や、見知らぬ相手に要求され送ってしまった事例を挙げて、なるべく生徒に当事者感を持って学んでもらうことを企図としております。

今後も、この非行・被害防止教室を含めて、しっかりとしたリテラシー教育を、学校の方々にもご協力いただきながら推進をしていきたいと思っております。

【会長】

他にいかがですか。

【委員】

少年非行の概況に関する説明の中で、高校生、中学生が大半を占めるという話は、統計データを見て納得しました。

刑法犯少年の学識別で、大学生に関しては、令和4年が46人に対して、令和5年は91人と2倍弱になっております。

大学生の増え方が顕著と思いますが、理由が分かりましたら教えていただきたいです。

【県警本部少年課】

大学生に関し、46人から91人に増えた原因となった罪名を把握しております。

一概に原因は探しづらいのですが、やはり、罪種別に挙げました犯罪をそれぞれ犯してしまったのではないかと思います。

【委員】

今の大学生は、高校時代にコロナの影響で、休校したような生活を送ってきた状況があり、社会生活に馴染めない学生もいると感じます。

中学校や高校での生徒指導のような形で、大学側は大学生に生活指導ができないので、大学生の刑法犯が増えないような方策についても、非常に重要ではないかなと思いました。

【会長】

他によろしいですか。

【委員】

児童ポルノに関してですが、学校で相談を受けている中で、子供のスマホの問題は、すごく多いと感じております。

小学校、中学校で子供の相当数がスマホを持っているため、学校だけ子供だけという教育では不十分であり、家庭の協力が不可欠だと思います。

フィルタリングが義務付けられているはずなのですが、無制限に子供にスマホを使わせているという保護者も多いので、保護者や家庭に対するリテラシー教育をやっていく必要性が高いと思っております。

保護者や家庭に、リテラシー教育はやっているのでしょうか。

【県警少年課】

保護者の方だけを対象にリテラシー教育はやっておりませんが、フィルタリングの必要性やSNSに起因する被害の実情も含めまして、チラシや漫画、動画で、県警のホームページに掲載をさせていただいております。

県警ホームページやYouTubeでの動画の閲覧という形で提供をしております。

【委員】

難しいとは思いますが、関心が向かわなければ、ご覧にならないと思いますし、子供にも無制限にスマホを使わせてしまうので、保護者に関心を持ってもらうために、家庭への働きかけをやっていただければと思います。

特に小学生、中学生は家庭環境を整えていかなければならないと思います。

【会長】

他にいかがですか。

【委員】

サポセン救援隊のサバイバル訓練は、とても良い取組であると思います。

こちらは、中学校が対象なのでしょうか。

【県警本部少年課】

こちらは、本年4月から開催したもので、ひとまず中学校から開催をさせていただいております。

今後、小学校での開催等につきまして、順次検討しながら対応させていただきたいと思っております。

開催場所につきましては、警察から学校にお知らせをし、学校から管内の警察署に開催を希望することの声掛けをいただきまして、警察署から県警本部に、開催要請の報告をもらって、県警本部の職員を派遣する形でやらせていただいております。

【会長】

時間も押してきておりますが、他に何かご質問ございますか。

それでは、事務局は、ただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

続きまして、議事（４）の愛知県青少年保護育成条例の一部改正について、説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

ただいま説明のありました条例の一部改正について、本日欠席の橋本委員からご意見をいただいておりますので、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

本日ご欠席の愛知県教育委員会教育部長、橋本委員からのご意見について、ご報告いたします。

高校生が実際に被害に遭った事例を目の当たりにしたことがあります。

子供は無垢なところがあり、相手から言葉巧みに誘われ、被害に遭ったり、まづいと思っても１人で抱え込んでしまい、被害に遭ってしまうこともあります。

条例の一部改正により、被害に遭う前の要求行為に規制をかけることで、子供が自画撮り要求されたときに、これは犯罪であると気づくことができ、保護者や学校などへの相談に繋がるはずです。

また子供に自画撮り画像を要求する相手に対して抑止力となるとともに、県民への強いメッセージになると思います。

なお、周知する場合には、自分も被害に遭うかもしれないということがわかるようなリアルな手口を事例として取り上げるなど、子供が自画撮り画像を要求されたときに気づくことができるようにすると良いと思います。

これらのことから、自画撮り被害を防止するため、条例の一部改正に賛成いたします。

以上が、橋本委員からのご意見になります。

【会長】

それでは、議事（４）条例の一部改正の説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方はお願いします。

【委員】

SNSなどにより、子供が自画撮り被害に遭っている状況がよく分かりました。

一度でも、自分の裸の画像がインターネットに流出すると、生涯に渡ってネット上で拡散しているのではないかという不安感に、さいなまれることとなります。

大人が子供を騙す手口は巧妙で、子供だけでは十分に対処できないと思います。

条例の一部改正により、被害に遭う前段階の「要求行為」を禁止することで被害を防止するとともに、罰則を科すことで犯罪の抑止力になると思いました。

【会長】

他にいかがですか。

【委員】

条例の改正のことですが、高校の現場として、ぜひお願いしたいと思います。

理由は、高校生はまだ精神的にも未熟な点がありまして、特に自分が愛されているという感情を抱くと、相手を信頼しすぎてしまいます。

将来的にリベンジポルノに繋がるかもしれないことはあまり考えずに、恋愛関係にある場合に、自画撮り画像をお互いに送り合うということが十分に考えられます。

そういったものを含めて、今回の条例改正では、抑止力になり将来的な不安も防止できる訳です。

また、大人に対しても、罰則があることで大きな抑止力になると思いますので、ぜひ啓発も含めて条例改正を進めていただきたいと思います。

【会長】

他にいかがですか。

【委員】

条例改正で16歳、17歳も含めて刑法で規制できない部分も全部カバーできることには賛成ですが、気になることがあります。

児童ポルノ等の提供要求を行うと書かれています。児童ポルノの場合には、参考資料でいただいております児童ポルノの規定、1号ポルノ、2号ポルノ、3号ポルノと一般的に言われているものになると思います。

けれども、この1号、2号、3号に該当しない場合は、児童ポルノと認定されない判例が多くあります。

性犯罪を受けている児童について、その際に撮影された画像が、児童ポルノと認定されなかった判例は、いくつかあります。

例えば、性被害を受けた後、衣服を着た児童の髪の毛の部分に、犯罪者の精液がついている画像は、一般的な感覚では、児童ポルノと言っても差し支えないと思います。

しかしながら、判例では、児童ポルノに認定されなかったケースがあり、非常に児童ポルノの定義がややこしいという印象を抱いております。

同じようなことがこの条例改正で行われてしまうと、結局、犯罪者は非常に巧妙で知恵が回るので、自分自身の都合の良いものを自画撮り要求して、それを拡散することが発生しかねないと思います。

そうすると、法令でも条例でも止められないことになりますので、この「等」をどう判断されるのかを気にしております。

本質的に児童の被害が発生するものは全部止めたいというのが本音でございますので、それに準拠できるような条例であって欲しいという意図で申し上げました。

【事務局】

髪に精液がついたようなものについては、児童ポルノ法で言う児童ポルノには該当しないということになります。

実際どの範囲までカバーできるのかというのは、難しい面もございますが、ご意見として伺い、検討してまいりたいと思っております。

【委員】

場合によって考えられるものとして、自慰行為をしてるような音声データを本人に送らせて、それを例えば、生成AIで加工したものを作って、それをばらまくことも、今の技術だったら十分可能で、そういったことが今後、被害事例として出てくることを危惧しています。

この場合、条例や刑法でどこまで対応できるのかは、判例もないので分かりかねますが、でも、それは止めたいと思いますので、趣旨を理解していただけると

非常にありがたいです。

【会長】

他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

【委員】

改正には、基本的に賛成ですが、その周知について、ご指摘させていただきません。

例えば、リベンジポルノの場合には、撮影する時点では嫌がらせをしてやろうとか、これが児童ポルノに当たることの認識を持っていない状態で撮影をして、結果的に画像があるから、後でリベンジポルノなどに繋がっていきます。

なので、これは、目的犯ではなくて、撮影するときどういう意図で撮影するか否かにかかわらず、その行為自体が駄目なんだよと周知することが大事だと思います。

先ほどお話があったように、子供は好意を持っている相手から求められると、求めに応じてしまうかもしれないし、好意を持っているから相手に裸の写真を求めても大丈夫と思うかもしれないので、行為が処罰対象であることを周知していただけたらと思います。

【会長】

他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、事務局は、ただいまの委員のご意見、ご質問を今後の参考にしていただければと思います。

次の議事（５）と（６）は、いずれも条例の運用状況の報告や条例調査の結果報告などであり、関連した案件となっております。

事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方から、ご意見、ご質問などをいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局から順次、説明をお願いします。

（事務局説明）

【会長】

それでは、事務局からの説明が一通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方はお願ひします。

【委員】

資料ナンバー11 の携帯電話販売事業者等実態調査の結果で、令和3年、令和4年は専売系列店と系列混合店の両方に調査をしていると思いますが、令和5年は系列混合店のみに実施しているのですが、何か理由がありますか。

【事務局】

専売系列店、つまりドコモショップ、ソフトバンク、au に関しては、条例で定められた手続きの履行なしでは販売できないようにシステム化されておりますので、令和5年度以降、調査の対象から外しております。

【会長】

他に何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、事務局は、ただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にさせていただければと思います。

続きまして、議事(7)その他となりますが、愛知県警察本部の守部委員からご意見など伺っておりますので、お願いします。

【委員】

警察からは、民間で運営する自立支援施設の実態と問題点についてご説明させていただきます。

お手元の資料ナンバー13をご覧ください。

最初にお断りさせていただきますが、今から説明させていただく案件については、事件捜査を通じて把握した事項であり、また、いまだ被疑者らの処分も決定しておらず、詳しく申し上げられない点もありますので、あらかじめご了承ください。

すでにマスコミ報道等でご承知と思いますが、県警では本年5月、東海市内の建設会社作業場で、小学生に油圧ショベルを運転させ、廃材などを運搬させた労働基準法違反事件、常滑沖の小型船舶上で、小学生に散弾銃を貸し与え、発射させた銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の被疑者として、自称、自立支援施設の経営者及びその関係者を通常逮捕しました。

今回、被害児童となった油圧ショベルを運転した小学生、散弾銃を発射した小学生は、2人とも被疑者らが運営する自立支援施設に入所する者です。

この施設は、ひきこもり、不登校等からの自立を支援する全寮制の施設で、警察が施設内を確認した際には、入所者約30人、そのうち18歳未満の青少年は約20人が寄宿していました。

入所費は高額であるにもかかわらず、宿舎も簡易な施設であるほか、支援というもののスタッフに臨床心理士等の専門的な知識を有する職員等の配置もせず、

また、ひきこもり等の改善に向けたプログラムを策定しないなど、自立支援施設としては、ほど遠いものでした。

なお、被疑者によれば、「入所者は施設から学校や仕事に行っている者もいるが、入所者は原則自由行動、特に何もしていない」などと供述しており、検挙後においてもこうした運営を継続しております。

現在、民間の自立支援施設を監督する行政機関はなく、県内にどれぐらいの民間の支援施設があるかは全く不明であります。その中には今回摘発した支援施設のような悪質な施設もあろうと思われれます。

また、昨年11月に行った内閣府のアンケート調査では、全国にひきこもり等の問題を抱えている方は、15歳から64歳までの年齢層の2パーセント余り、推定146万人に及ぶと言われております。

しかしながら、ひきこもり等は家庭内での問題解決が困難な場合も多く、公的な自立支援施設も整備されていない状況であります。

今後ひきこもり等の支援をうたった施設は増加すると容易に推察でき、また同時に今回摘発したような悪質な施設も増えるのではないかと危惧されているところであります。

今回、民間自立支援施設に入所中の少年に対する労働基準法違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件を検挙したわけですが、県警では単なる事件検挙に終わることなく、民間自立支援施設をめぐる問題点を見極め、今後、同様の被害が少年に及ばぬよう、適切な措置を講ずる必要があると考えております。

民間自立支援施設をめぐる問題点については、レジュメに記載しましたとおり、次の3点が挙げられます。

1点目は、行政機関が不介入である点です。

民間自立支援施設の設立は、介護施設の設立とは違い、何ら基準もなく、許可や届出の必要もありません。

したがって県内にどれぐらい自立支援施設として少年を寄宿させているのかは不明確であるほか、運営のガイドライン等もありませんので、仮に劣悪な生活環境下で少年が生活していたとしても何ら問われることはありません。

2点目は、少年の健全育成上に、大きな障害があるという点です。

施設に入所する少年は、ひきこもり等の問題を抱えた少年です。

このため、臨床心理士等の専門的知識を有する職員による助言や状況改善に向けた個別プログラムの策定等、様々な支援が必要となりますが、こうした支援は施設側に委ねられているのが現状であり、ただ単に少年を寄宿させているだけであれば、状況悪化にも繋がりにかえりません。

また、今回摘発した施設は、義務教育課程にある少年に対しても、登校するかどうかは少年本人に委ねているほか、不登校等で学校教育から離れている少年

に対して、代替措置としての教育も行っておりません。

こうした教育を受けていない少年も、いずれ施設を退所して社会へ旅立つわけですが、社会人として必要な知識、能力が伴わず社会に出た場合、孤立し非行に走る、素行不良者と関係を深め反社会的勢力に入る、安易な考えから援助交際等を行い性的被害に遭うなど、少年の将来における不安を払拭できません。

3点目は、少年を取り巻く環境における違法行為の常態化、潜在化です。

支援施設は、施設関係者以外の出入りはほとんどなく、閉ざされた空間であり、施設関係者、入寮者も一般社会とは誤った価値観に陥りがちです。

例えば、今回の小学生に油圧ショベルを運転させ、廃材などを運搬させた労働基準法違反事件についても、現場はトラックが行き交う危険な作業場であり、かつ、免許を所持しない小学生が単独で油圧ショベルを運転するといった、いつ事故が起きても不思議ではない状況であるにもかかわらず、少年からは「普段、経験できないことをさせてもらった」、一部保護者からは「ひきこもりで部屋に閉じこもっていることから考え、大きな前進」といった声も聞かれ、被害意識が希薄であることが窺えます。

こうした状況を踏まえますと、施設内で違法行為があったとしても、施設関係者、入所者等からの通報等は望めず、違法状態が常態化、潜在化することが十分に危惧されます。

以上3点、県警の考える問題点について説明させていただきましたが、どれも到底看過できるものではありません。

我々青少年の健全育成に携わる者にとって、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することは責務であります。

県警といたしましては、条例の目的を履行するため、民間の自立支援施設の設立等を許可、届出制度とし、適切な行政機関が実態を把握するとともに、警察を含めた県職員に施設内への立入り調査権限を付与して、自立支援施設の適切な運営を促すべきではないかと考えております。

条例の改正に当たっては、様々な調整等が必要かと思いますが、せつかくの機会ですので、皆様方の忌憚のないご意見をお聞きしたく問題提起をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

【会長】

ただいまのご意見に対し、まず事務局のお考えがありましたらお願いします。

【事務局】

ただいま、守部委員からご説明がありました件について、事務局から意見を述

べさせていただきますと思います。

自立支援施設につきましては、児童福祉法上の児童自立支援施設とは異なりまして、法律上の規定がなく、一般的には、ひきこもり、ニート、不登校等からの自立を促す目的で設立された、子どもたちが集団生活を行うための施設を指すと考えております。

当課が所管する愛知県青少年保護育成条例においては、青少年が日常生活を営む上で、有害な影響を与えるおそれがある有害図書類や有害がん具類のほか、深夜営業施設への入場の禁止などを規定しており、青少年の健全な育成に寄与することを目的としております。

そのため、自立を促すための支援施設の目的とは、趣旨が異なるものであり、本条例による規制につきましては、なじまないのではないかと考えております。

ちなみに、全国の他の自治体の状況を見ましても、青少年を保護育成するための条例において、自立支援施設に係る内容を含んだものはございません。

また、平成30年2月に、厚生労働省が都道府県指定都市に対して実施した調査によれば、全国1000を超えるひきこもり支援の民間団体があるとのことであり、自立支援施設の実態把握などを行うには、一自治体による取組ではなく、国による法整備など、全国規模での取組が必要ではないかと考えております。

こうした中、先の通常国会においてであります、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する衆・参両議院の附帯決議で、ひきこもりを対象とした、いわゆる引き出し屋による被害防止のために必要な措置を講ずることが盛り込まれました。

また、報道によれば、本年4月に、国会の議員から、ひきこもり支援に関する議員立法の骨子案が提示されるなど、様々な動きが見られるようでございます。

当課といたしましては、こうした国の動きを注視しながら、関係機関との連携を図るとともに、ひきこもり、ニート、不登校など、複合的な課題を抱える子ども・若者が社会生活を円滑に営む上で、身近な地域で必要な相談支援が受けられるよう、市町村における子ども・若者総合相談センターなどの設置促進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【会長】

それでは、ただいまのご意見につきまして、ご質問、ご意見などがある方は、お願いします。

【委員】

児童相談所等への通告はされたのでしょうか。

【県警本部少年課】

児童相談所に通告し、連携をとって対応しております。

なお、この施設は、児童福祉法第 30 条によって、同居届を提出しておりますが、それ以上の対応は特にございませぬ。

検挙にあたっては児童相談所と連携をとって対応しております。

【委員】

客観的に見るとネグレクトに当たると思いますので、子供を守るという意味ではもちろん、虐待と捉えて児童相談所による対応が必要であると思ひます。

あと家族が、子供を預けるに至るまでに、いろいろな葛藤があつて、孤立した結果、そこに預けるという結論に至っていると思ひるので、そういった状況に家庭を追い込まないということも同時に必要であると思ひます。

条例を熟読していないので、こういった仕事は、条例の趣旨と合わないのかという点については、触れ合うところはあるのではないかと、できることはあるのではないかと気がします。

こういった問題は、このケースが初めてではなくて、もう過去何十年、繰り返して発生していることで、場合によっては傷害事件、死亡事件が発生して、後手に回った対応をするということが繰り返されてきました。

施設内で傷害や死亡事故が起こったり、そういった刑法犯ではなくても、いろんなことが起こったりすることが、青少年を保護するという条例には、まさに合致すると思ひます。

どこかが率先してやっつけていかなければ、同じ事態が繰り返されるだけだと思ひますので、この機会をとらえて、どこかが積極的に対応していくことを進めていただけたらと思ひます。

【会長】

事務局、何かコメントございますか。

【事務局】

いろいろな考え方があると思ひますので、貴重なご意見として承りたいと思ひますけれども、今ここですぐにどうこう申し上げることはできません。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

1つ前の議事で、児童ポルノで「国の法律が16歳までなので、16歳から18歳までの隙間があるから、県の条例で新たに規定しよう」ということは、非常に理解できました。

地方のそれぞれの文化があるわけですから、都道府県が、その地域の実態に合わせて規定していくという骨子案は、理解できました。

であるとすれば、もし、その条例の趣旨からしてなじまないのであれば、独立した条例を作っても良いのではないかと思いました。

愛知県は、戸塚ヨットスクール事件以来ですね、この様な事件が多いとよく言われています。

どうして多いか、私も判断はできませんが、過去の事例もあるわけで、そういう意味では県の風土なのかもしれません。

非常に難しい問題であると思いますが、この機会に見放しにして良いかという疑問を感じますので、法的な整理っていうのは大変難しいことだと思いますが、何かが必要であるという気持ちはします。

【会長】

何か他にご意見、ご質問はございますでしょうか。

【委員】

これは守部委員にお聞きしたいのですが、民間自立支援施設はいろいろあるものの、これら施設には監督官庁はないと私は把握しておりますが、何か自主的な業界団体はないのですか。

【県警本部少年課】

警察で調べた限りは、今のところ、そのような団体は把握できませんでした。

【委員】

真面目にやってる自立支援施設からすれば非常に迷惑な話で、このような事件が起こると、自立支援施設が全部危ないと判断されてしまうおそれがあると思います。

真面目にやられてる方々を、上手に支援してはどうでしょうか。

条例になじまない、確かに、何となく分からなくもないような、分かるような感じはあります。

何か自浄力を促すような形もあってもよいのではないかと思います。

行政官庁がないというのも確かにそうなのですが、条例の第1条で規定がある以上、ネグレクトの常態化している施設を放置するというのは、確かにそぐわ

ないという他の委員の意見も非常に私にも分かります。

真面目にやっている支援施設を援助できるような、真面目な施設にきちんと光があたって、保護者や支援を求める人たちが救われるような環境整備に向けて、啓発活動を進めていくのも一つの考え方としてあると思います。

【県警本部少年課】

補足をさせていただきますと、県内にどれくらいの施設があるか、実態が分からないものですから、いろいろなバックアップ等を考えても、なかなか難しい状況にあります。

【委員】

まずは調査するとか、そういう方向性はあってもいいのではないかと思います。

なじむ、なじまないかの話以前に、実態調査をしても良いのではないかと思います。

【会長】

予定時刻が過ぎておりますが、他に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

今の実態調査のところで一つのアイデアとして、先ほど家庭が孤立してるという話をしましたが、不登校になった子供がどういう過ごし方をしているかを確認していれば、子供の所在を把握することができ、親の孤立も防げると思います。

不登校になってる子供が、どう過ごしているかを学校が把握し、子供の教育環境として、学校だけではない学びの場や、現状あるものの活用につなげていくことです。

【会長】

時間が来ておりますが、何かご質問のある方はありますか。

事務局は、ただいまの委員からのご意見、ご質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

【事務局】

議事運営にご協力いただき、また、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど委員からご質問のあった事項につきまして、県警本部少年課から回答をご用意できたということですので、お願いしたいと思います。

【県警本部少年課】

大学生の検挙、補導人員が増加した理由は、占有離脱物横領、自転車盗、万引きという手口の犯罪で検挙された少年が大幅に増加した点が挙げられます。

なお、占有離脱物横領ですけれども、手口的には自転車盗と似たものになります。簡単に申し上げますと、自転車盗というのは被害者が止めておいた自転車を盗む手口で、これに対して占有離脱物横領は、犯人が一旦盗んで乗り捨てた自転車をさらに持ち去るという手口になり、違いがございます。

【委員】

コロナで十分に学校生活を送れなかった中学校、高校の子どもが20歳になりつつある状況で、自転車盗はもちろん良くないですが、これが芽になって大きな犯罪にならないように対策を検討していただければと思います。

【事務局】

それではこれもちまして、令和6年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

以 上